

ID: 1665

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な措置の命令		
法令名 根拠条項	消防法 第8条の2第6項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【根拠条文】 第8条の2 6 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物の全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は同項の消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日